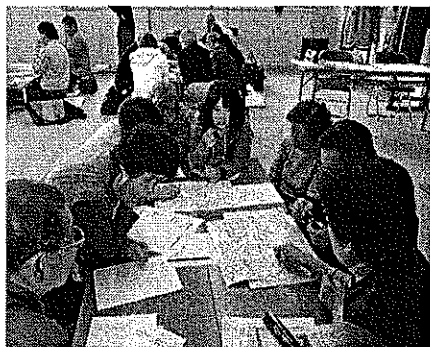




大宮学区「防災と福祉のまちづくり講座」

第5回目 日時…平成23年2月19日(土)13時30分～

「今年度の振り返り&防災マップを確認しよう！」



大宮学区の「防災と福祉のまちづくり講座」も、今年度最後の講座を迎えました。今回の講座では、一年間の活動の振り返りや、取り組みの成果として作成した、防災マップの確認を行いました。

そして、来年度へ向けての話し合いも行いました。8つのブロックに分かれて、一年間の活動の成果や、ブロックとして来年度どんなことに取り組みたいか、また大宮学区全体としてはどんな活動をしたいかについて、意見を出し合いました。

※各ブロックで話し合った内容は裏面をご覧ください。

今回話し合って校正した地図は、4月に完成の予定です。全てのご家庭に配付します☆



講師からのコメント

個人情報保護法とは・・・

「個人情報保護法」とは、正式名称を「個人情報の保護に関する法律」といい、平成16年4月より全面施行されました。個人情報に関して本人の権利や利益を保護することを目的に、個人情報を取り扱う事業者などへ一定の義務を課す法律です。また、個人情報の適正な取り扱いが実現されるよう、行政に対して必要な措置を求めているほか、一定以上の件数の個人情報を体系的・継続的に保有する事業者に対し、取得や保存・利用に関する義務や、違反時の罰則などを定めています。災害時は個人の生命や財産を守る観点から、要配慮者情報を本人の同意のいかんに関わらず、開示しても良いという動きになってきています。その際、支援者間でプライバシー保護に対する配慮について話し合い、地域全体での助け合い活動に対する信頼と理解を得るよう心がけ、対応に工夫をします。



来年度に向けて話し合った内容

ブロック名	ブロックとして来年度取り組みたいこと	大宮学区として来年度取り組みたいこと
1ブロック (今原町, 鎮守庵町, 大道口町, 坊ノ後町)	町内会への啓発 要配慮者の台帳作り	災害時の避難訓練
2ブロック (大栗町, 榎ノ木町, 柿ノ木町, 鹿ノ下町, 水垣町)	災害時の意識啓発 独居老人, 児童, 障害者の把握, 災害時の集合体制の整備	災害時を想定した避難所運営訓練, 賀茂川右岸の避難場所の確認
3ブロック (北総門口町, 丸川町, 南総門口町, 中ノ社町)	要配慮者の把握, 住民の把握(町内会に入っておられない方)	自主防災組織, 防災訓練(避難所運営) 消防車, パトカーなどを呼び, 子どもが楽しい活動がしたい。
4ブロック (一ノ井町, 山ノ前町, 北箱一ノ井町, 薬師山町)	要配慮者の把握, 支援者の確保と連絡網作り 一時避難場所を意識した避難訓練, 防災意識の啓発	左に同じ
5ブロック (西小野堀町, 東小野堀町, 北林町, 中林町, 南林町, フォルム北山)	一時避難場所の決定 学生が多いので学生とのつながり作り(災害時協力してもらう)	住民の理解を広げる活動 自主防災組織の活動の継続 町内会長の引き継ぎなど体制の整備 要配慮者の把握, 避難所運営訓練の実施, 日中の災害が起きた際の対応確認
6ブロック (椿原町, 上ノ岸町, 田尻町, 北ノ岸町)	町内会未加入者への加入促進, 要配慮者の把握, 町内の連絡網作り	自主防災組織の活性化, 動ける体制作り
7ブロック (開町, 箱ノ井町, 東脇台町, 西脇台町, 西賀茂ハイツ, ネオコーポ北山, 北山グランドハイツ, シェモアアサヒ)	要配慮者(独居, 障害者)の把握, 町内未加入者の把握の検討 マンション住民の把握	左に同じ
8ブロック (玄琢北東町, 釈迦谷町, 玄琢町, 氷室町)	啓発活動の促進 若い世代, 各種団体への協力呼びかけ, 町内会長を中心とした防災活動の取り組み	避難訓練 若い世代に多く呼びかけ, 意識を高めてもらう。